

## 美里町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した同条第5項に基づく随時監査を実施した結果を、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和5年5月29日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

### 1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

随時監査（令和4年度会計）

### 3 監査の対象

令和4年度の工事請負費（100万円以上）

防災管財課、建設課、子ども家庭課、教育総務課

### 4 監査の着眼点（評価項目）

- ① 経費の積算が適切に行われているか。
- ② 起工に当たり、決裁権者が適切に承認しているか。
- ③ 予定価格が漏えいしないための必要な措置がとられているか。
- ④ 工事が契約どおりに行われているか。

### 5 監査の実施内容

令和5年5月12日、現地査察を行った後、本庁舎議員控室及び南郷庁舎201会議室において関係書類の提出を求めた。

### 6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

## 7 指摘事項

請負業者からの提出書類について、美里町文書規程の第12条第1項に準拠されていないものが散見された。收受印があることでその書類を行政文書として受け取り、保有を開始した日を証明することができる。これは、住民監査請求などで外部から開示請求をされた際に、こちらの正当性を確立する証拠となり得る。

よって、行政文書の適切な保存のため、美里町文書規程に則り処理すること。